

第2回朝霞地区看護専門学校 同窓会 次第

日時：平成28年8月26日（金）12：00～

場所：学校 会議室

会長挨拶：大谷会長

副校長挨拶：熊倉副校長

学校評価：熊倉副校長

同窓会規約について：上田事務長

意見交換

同窓会閉会



第2回朝霞地区看護専門学校 同窓会親睦会 次第

平成28年8月26日（金）13：30～

司会：小谷野副会長

小林教務主任から、卒業生に一言

食事タイム

（近況報告等、一言報告）

閉会の言葉：桑原副会長

参加者 学校側 7名

卒業生 15名

同窓会 会長の挨拶

卒業生の皆さま、お元気でお過ごしでしょうか？

この度、同窓会初代会長に任命されました 第13回生 大谷有沙と申します。

私は看護専門学校を卒業し、地域医療機関に就職致しまして 早4年と数か月が経ちました。医療現場でも多くの事を学びながら 毎日楽しく職務に就いております。

この同窓会を、役員で行うのではなく

卒業生みんなの力で継続していけたらと考えておりますので、お力を御貸しいただきたくお願い申し上げます。



初代会長 大谷 有沙

朝霞地区看護専門学校 校長の言葉

平成 9年に開校致しました当校も、今年3月には17回生の卒業式を終えて、総勢672名の看護職を地域医療現場に送り出すことができました。

同窓会の発足に向けては、兼ねてより卒業生の親睦と母校である朝霞地区看護専門学校の看護事業の進展の意味でも、必要であると考えておりました。

今回、会長始め役員になられました皆様には、

学校として出来る限りご負担をお掛けするようなことの無いよう、配慮していかねばならないと思っております。

この同窓会が今後活発に活動していくよう祈念いたします。



朝霞地区看護専門学校 校長 浅野 修

第1回同窓会

平成27年8月28日（金）11時00分から、第1回同窓会が朝霞地区看護専門学校 視聴覚教室にて行われました。会則を検討し今回お届けいたします内容になりましたことをご報告させていただきます。

また、住所の変更を学校側で随時受け付けるようにホームページにて「同窓会」欄を作るよう検討する事にもなりました。

校長のお言葉にもあるように、会員相互の親睦と資質の向上を図り、母校である朝霞地区看護専門学校の看護事業の進展を願って 今後も同窓会に多くの卒業生に参加していただきたく希望いたします。

今回、会長1名・副会長2名が決定致しましたが、書記等の役員が決まっておりません。また、卒業生で幹事が決まっている回生は、学校までご連絡いただきたくお願い申し上げます。

次回より、「同窓会 会報」に卒業生の近況報告等も載せていきたいと思っております。その為にも、どのような情報でも構いませんので、ご連絡を頂ければ幸いです。

次回開催は、28年 8月に予定しております。

詳しくは、学校ホームページに掲載いたしますので、沢山の参加をお願いいたします。



同窓会 会長
第13回生 大谷有沙

副会長
第13回生 茂木真希（旧姓小谷野）

副会長
第14回生 桑原 緑

朝霞地区看護専門学校同窓会会則

第1章 名称

第1条 本会は、朝霞地区看護専門学校同窓会と称す。

第2条 本会の事務局は朝霞地区看護専門学校に置く。

第2章 目的

第1条 本会の目的は、朝霞地区看護専門学校との連絡を保ち、会員相互の親睦と資質の向上を図り、母校の看護事業の進展に寄与する。

第2条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 総会の開催
2. 会員名簿の作成・会報の発行
3. その他必要な事業

第3章 会員及び会費

第1条 会員の資格は朝霞地区看護専門学校の卒業生とする。

第2条 会費は、徴収しない。総会后、懇親会を行う時には参加費として徴収する。

第3条 会員は、氏名・住所その他、異動があった場合は必ずその旨を本会事務局に通知すること。

第4章 役員及び顧問

第1条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 幹事 若干名
4. 書記 2名

5. 会計 2名

6. 会計監査 2名

第2条 本会に名誉会長及び顧問を置く。

名誉会長は校長とする。尚顧問には、副校長・事務長・教務主任を置く。

第3条 役員を選出は総会に於いて推薦制とする。但し幹事は卒業年度（回期）毎に1名を選出する。

第4条 役員の仕事は次の通り

会 長 本会を代表し、会務を総括する。

副会長 会長を補佐し、会長に事故があった場合は会長の仕事を代行する。

幹 事 幹事会を組織し、本会に関する重要事項を審議し決定する。

書 記 会員名簿を管理し、本会の活動に関する一切の記録をなした所必要に応じて会員に通知する。

会 計 同窓会に於いての収支会計管理を行う。

会計監査 会計決算に於いての監査を行う。

第5条 顧問は本会の諮問に答え、又は意見を述べることができる。

第6条 役員の仕事は2ヶ年とし、再任を妨げないものとする。但し補欠による後任者の仕事は前任者の満期までとする。

第5章 会議

第1条 会議を分けて次の通りとする。

1. 総会

通常総会は1年毎1回、7月または8月に開催し、臨時総会は下記の場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会員の5分の1以上、又は役員の仕事以上の要求があった場合、

同窓会の決議は出席人員の過半数による。

2. 役員会

(1) 必要に応じ会長がこれを招集する。

第2条 総会に於いて決議する事項といえども、臨時に緊急を要し開催することができない場合は、会長がこれを専決処分し、次の総会で承認するものとする。

第6章 会計

第1条 本会の経費は学校負担金・寄付金・その他雑収入を以ってこれに充当する。

第2条 会計報告は総会に於いて、又は会報により会計係が行い、会計監査員の報告を添えなければならない。

第7章 承認

第1条 本会会則の変更は総会の承認を得なければならない。

附則

平成27年4月1日より、本会の会則を施行する。

附則

平成27年8月28日より、本会の会則を施行する。